

千葉県がん診療連携協力病院指定要綱の改正について

がん診療連携拠点病院等（以下「拠点病院等」）に準じる診療機能を有する病院として、現在、県では、18の千葉県がん診療連携協力病院（以下「協力病院」）を指定している。令和4年8月に改定された国の「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「国指針」）の内容を踏まえ、「千葉県がん診療協力病院指定要綱」（以下「県要綱」）を、以下の方針により改正することとしたい。

1 改正方針

- 前回改正（令和2年度）と同様、国指針の「地域がん診療病院」の指定要件に準拠し、県要綱を改正する。
- なお、拠点病院等と異なり国・県からの補助がない協力病院の状況等を考慮し、現行の県要綱で国指針に準拠せず要件としていないものについては、引き続き要件としない。
- また、今回の国指針で削除された要件のうち、協力病院の診療体制等の質の担保のために引き続き必要と考えられるものについては、引き続き要件とする。

(1) 国指針に準拠し、要件等を追加・変更・削除するもの

- ① 指定有効期間中に要件未充足となった協力病院等への対応
1年間の期間を定めて指定できる規定を追加する。
- ② 診療体制の強化
県要綱「2 診療体制」について、以下の要件を追加・変更する。

項目	内 容
放射線治療の提供体制	・ 指定部位において、拠点病院等との連携で放射線治療を提供できる体制の整備
緩和ケア提供体制	・ 医療用麻薬等の自己管理の指導 ・ 疼痛緩和の診療提供体制の確保 等
地域連携の推進体制	・ 拠点病院等との連携による指定部位以外のがん・希少がんに関する集学的治療の提供 ・ 患者会、ピアサポーター等との連携 等
それぞれの特性に応じた診療等の提供体制	・ 妊孕性性温存療法研究促進事業の対象となりうる患者等への情報提供 ・ 高齢者のがんに関して関係する診療科と連携する体制確保 等
その他の環境整備等	・ がん治療に伴う外見の変化について情報提供・相談に応じられる体制の確保 ・ 自殺リスクに対する対応方針等の明確化 等

③ 人材育成の強化

県要綱「3 研修の実施体制」について「4 人材育成等」に改め、以下の要件を追加・変更する。

- ・各種学会の認定資格の取得支援
- ・がんに関する研修の年1回以上の実施 等

④ 相談支援の強化

県要綱「4 (1) 相談支援センター」について、以下の要件を追加・変更する。

- ・センターを初めて訪れた者の把握、認知度の継続的な改善に努めること
- ・診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用することができるよう、繰り返し案内を行うこと 等

⑤ 院内がん登録の記載内容の簡素化

県要綱「4 (2) 院内がん登録」について、以下の要件を削除する。

- ・県のがん対策に必要な情報の提供
- ・情報セキュリティに関する基本方針の作成 等

⑥ 医療に係る安全管理の記載内容の簡素化

県要綱「5 PDCAサイクルの確保」と「6 医療に関する安全管理」について統合し、以下の要件を変更・削除する。

- ・「医療安全管理部門」「医療安全管理者」の要件を「医療法等に基づく医療安全体制の確保」に変更
- ・「医療安全に係る患者相談窓口の設置」の削除 等

(2) 国指針に準拠せず、引き続き要件としないもの

① がん診療連携拠点病院機能強化事業費等補助金の補助要件と重なっている要件

- ・二次保健医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報すること
- ・地域を対象としたがんに関する普及啓発に努めること 等

② 人材確保・育成、組織体制・環境の整備等が必要である要件

- ・手術・薬物・放射線各療法・緩和ケアに携わる専門的知識・技能を有する医師によるセカンドオピニオン提示・公表体制の整備
- ・二次保健医療圏のがん患者を一定程度診療すること 等

(3) 国指針に準拠せず、引き続き要件とするもの

① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

② 相談支援に係る千葉県がん診療連携協議会との協力体制の構築

③ 相談支援センターの業務内容

④ 国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式への準拠

2 改正スケジュール (予定)

(1) 令和5年3月22日 千葉県がん診療連携協力病院選定協議会の開催

(2) 令和5年3月31日 改正県要綱の施行

※改正県要綱に基づく現況報告は令和5年度から実施